



※据付工事業者・建設会社・施主の皆様へ。本書は実際に使用される方、建築物を管理される立場の方へ必ずお渡しください

優良住宅部品のうち施錠機能を有する外構部品の 侵入窃盗被害に起因した破壊に対する修復費用の支援制度 (略称：RS 制度 [Repair Support 制度]) のお知らせ

1. RS制度の概要

一般財団法人ベターリビングでは、当財団が「優良住宅部品のうち施錠機能を有する外構部品の侵入窃盗被害に起因した破壊に対する修復費用の支援制度対象BL 部品」(以下「RS制度対象BL 部品」)として指定するガレージを購入された方(以下「所有者」といいます)が、対象期間内において、第三者による侵入窃盗を目的とした犯罪行為による被害に遭われた場合、所有者に対して支援金をお支払いいたしますので、お知らせします。

2. RS制度対象 BL 部品

RS制度対象BL 部品は当財団が発行している右のBL マーク証紙が貼付されているガレージになります。



RS 対象BL 部品マーク証紙

3. 支援対象者

支援対象者は「RS制度対象BL 部品」の所有者です。

4. 支援の条件

所有者の住宅に設置された上記の対象部品が、次の各号に定める全ての条件を満たす場合に支援金の支給を行いません。

- 一 第三者の侵入窃盗を目的とした犯罪行為による毀損であること
- 二 ガレージの交換や工事業者による修理等が必要な程度の毀損であること
- 三 警察への被害届が受理されたものであること

5. 支援金の支給対象期間

RS制度対象BL 部品の据付・工事業者の販売設置日から3年間。

6. 支援金の支給額

- 一 支援金の支給額は、一律3万円とします。(修理等の費用が3万円に満たない場合も含みます)
- 二 支援金の支給は、同じガレージにつき1回とする

7. 支援の対象にならない主な場合

次の事由によって生じた被害に対しては支援金を支給しません。

- 一 所有者の法定相続人の犯罪等
- 二 戦争、武力行使、内乱、暴動、労働争議等に起因するもの
- 三 認定された構成品以外の物品を取り付けるなどのガレージ改造が行われている場合

8. 被害時の対応

被害にあった場合は、被害のあった当該BL 部品の写真(全体像と被害部分)を撮影し、警察に被害届を提出するとともに被害証明書を受理するか被害届受理番号を聞き、記録しておいて下さい。

9. 支援金の請求先及び給付

支援金の請求にあたっては、下記宛に、裏面の請求書に次の必要添付書類を封書に同封の上、郵送にて提出してください。

- 一 毀損された当該BL 部品の写真2枚(全体像と被害部分、うち1枚は、BL マーク証紙の貼付が確認できるもの)
- 二 毀損された当該BL 部品の据付・工事業者からの引渡日の確認が出来る資料(当該BL 部品の購入領収書又は新築の場合住宅の引渡書等の写し)
- 三 毀損された当該BL 部品の修理等に要した費用の領収書(他のものと一括の場合は、明細が明らかになる領収書又はこれに代わる書類)
- 四 被害証明書(被害証明書が発行されない場合は、被害届受理番号を請求書に記載)

給付は、書類を確認の上、適切な請求と認められたときは、請求書に記載された所有者の預金口座への振り込みにより行います。

なお、当財団は、所有者に対する事前の通知なく、本お知らせの内容を変更することがあります。

〔問合せ及び請求先〕

あて先：一般財団法人ベターリビング 住宅部品事業推進部 保険・表示課
住 所：東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング
電話番号：03-5211-0559

RS 制度 支援金請求書

一般財団法人ベターリビング 御中

RS制度対象BL部品について、支援金を支給いただきたく、必要な書類を添付のうえ下記のとおり請求いたします。

なお、貴財団が、当該BL部品の被害届を提出した警察署にその内容を確認することについて同意します。また支援金の請求に関する個人情報を、貴財団が支援金の支給のために必要とする範囲で取得、利用、提供または登録することに同意します。

請求者の氏名	〒	電話番号	—	—
請求者の住所	〒		築年	年 月
毀損部品名	ガレージ			
毀損部品の箇所等				
毀損部品の製造会社名	(製造番号) 番号は、分かる場合に記入してください			
支援金請求額	3 万円			
被害届出先警察署名			受理番号	
支援金の振込先	銀行名		* 普通・当座	
	口座番号		口座名義人	

(注) 毀損部品の箇所等の欄には、毀損部品の位置を明示してください。なお、毀損部品の位置が請求者の住所と異なる場合(別荘等)は、その住所等を記入して下さい。

例: 1階南側 (〇〇〇〇市××△△—〇〇 〇〇マンション××号)

必要添付書類

- ① 毀損された当該 BL 部品の写真 2枚
(全体像と被害部分、うち 1 枚は、BLマーク証紙の貼付が確認できるもの)
- ② 毀損された当該BL部品の据付・工事業者からの引渡日の確認が出来る資料(当該部品の購入領収書又は新築の場合住宅の引渡書等の写し)
- ③ 毀損された当該BL部品の修理等に要した費用の領収書(他のものと一括の場合は、明細が明らかになる領収書又はこれに代わる書類)
- ④ 被害証明書(被害証明書が発行されない場合は、被害届受理番号を請求書に記載)

[請求先] 一般財団法人ベターリビング 住宅部品事業推進部 保険・表示課
東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング

[電話番号:03(5211)0559]